

## 5

## 上水道(98-5667)

窓口

## このようなときには届け出が必要です

\* 届け出には印鑑をお忘れなく

## 水道の使用を始めるとき → 開栓届

\* 開閉栓の届出は、開閉栓をしたい希望日の(役場閉庁日を除いた)3日前までにお手続きください。

## 水道の使用をやめるとき → 閉栓届

\* 届け出がない場合、引き続き料金(基本料金等)がかかりますので、ご注意ください。

## 名義や連絡先を変更するとき → 異動届

\* 使用者・所有者の名義や連絡先など、登録されている内容を変更する場合は、届け出をしてください。  
 \* 家屋の売買・贈与などにより名義を変更する場合は、登記事項証明書や土地売買契約書の写しなど、変更する内容が確認できる書類をご用意ください。

## 口座振替の登録・変更をするとき → 口座振替依頼書

\* 口座振替の登録・変更する場合は、お手続きが必要です。通帳と通帳印をご用意ください。(P.29「口座振替のおすすめ」をご覧ください。)

## 水道料金について

\* 水道料は、15日から翌月14日までを1か月とし(検針日は異なります)、基本料金とメーター使用料を請求しております。また、使用量が10m<sup>3</sup>を超える場合は、基本料金に超過料金を加算します(表1)。日割り計算はございません。  
 \* 冬期間の1月から3月は、メーター検針を行なっていませんので、暫定料金(2~4月請求分)とし、5月分の請求で精算をします。

(表1) 水道料金基準表(1か月あたり) (消費税別)

| 種別      | 基本料金   |       | 超過料金(使用量1m <sup>3</sup> につき)              |                        |     |     |     |     |       |       |       |
|---------|--------|-------|---|------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
|         | 水量(m)  | 料金(円) | 11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで(円) | 21m <sup>3</sup> 以上(円) |     |     |     |     |       |       |       |
| 上水道     | 一般用    | 10    | 1,500                                     | 250                    |     |     |     |     |       |       |       |
|         | 臨時用    | 10    | 4,000                                     |                        |     |     |     |     |       |       |       |
| メーター使用料 | 口径(mm) | 13    | 16  | 20                     | 25  | 30  | 40  | 50  | 65    | 75    | 100   |
|         | 使用料(円) | 70    | 90  | 110                    | 130 | 200 | 250 | 750 | 1,000 | 1,100 | 1,250 |

平成26年4月1日改定

(表2) 水量別料金表(水道メーター13mmの場合)

| 区分      | 10m <sup>3</sup> | 11m <sup>3</sup> | 15m <sup>3</sup> | 20m <sup>3</sup> | 21m <sup>3</sup> | 25m <sup>3</sup> | 30m <sup>3</sup> | 35m <sup>3</sup> | 40m <sup>3</sup> | 50m <sup>3</sup> |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 水道料金(円) | 1,695            | 1,965            | 3,045            | 4,395            | 4,681            | 5,826            | 7,257            | 8,688            | 10,119           | 12,981           |

\* 1か月の使用15m<sup>3</sup>の場合……(基本料金1,500円+超過料金250円×5m<sup>3</sup>+メーター使用料70円)×1.08=3,045円  
 料金は、料金基準額表をもとに計算された料金に消費税等相当額を加えたものです。(円未満切捨て)

## 漏水(水もれ)防止のため時々メーターを見ましょう

## (調査方法)

- ① 家庭内の蛇口を閉めてみて、蛇口より水が落ちないか。
- ② 蛇口を閉めたところで水道メーターを見てパイロットがまわっていないか。
- ③ 不凍栓を一つずつ閉めてメーター器を見てパイロットがまわっていないか。

## 水道メーター

この部分がまわっていないか確認してください。

もしパイロットがまわっていれば漏水(水もれ)していますので指定工事店に直接連絡してください。



パイロット

指定工事店は「生涯学習カレンダー」または「修理当番表」をごらんください。

## 冬の水道管理は大切です

- ・水道メーターのボックス内には、発泡スチロールもしくは、もみガラや古い布などをビニール袋に入れて詰め込み、水道メーターの凍結を防いでください。水道メーターボックスのふたの上に、ビニールなどで覆いをするのも効果があります。
- \* 水道メーターの破損取り替えは、個人負担となります。
- ・立上りなどで露出している管は、凍結防止帯を巻くか不凍栓をこまめに閉めてください。
- ・長期間留守にするときは、不凍栓で水を抜き、蛇口を開けて管の水を抜き、凍結防止の電気プラグは抜いてください。
- \* 凍結による事故が発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

## 水道検針にご協力ください

水道メーターの検針は、料金計算の基礎となる業務です。

正確な検針のためにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に自動車や物を置かないでください。
- メーターボックスに垣根や庭木の枝がかかるときは、枝打ちをしてください。
- 犬をつなぐときは出入り口やメーターボックスから離してください。
- メーターボックス内にたまった土砂等は取り除いてください。



# 下水道(98-5667)

窓口

## 下水道事業受益者分担金について

人数の多い事業所等を除き、一般的には35万円です。  
 山形村の場合、下水道を使用する建物を受益の基礎として賦課します。  
 排水設備等工事計画の確認申請書提出の際に納付してください。

## 排水設備工事について

水洗トイレにするときは、村が指定した指定工事店へ依頼してください(指定工事店は『生涯学習力レンダー』をご覧ください)。

## 下水道使用料

平成29年6月改定(消費税別)

| 料金<br>種別 | 基本料金                    |                      | 超過料金                                     |                         |
|----------|-------------------------|----------------------|--|-------------------------|
|          | 汚水量                     | 金額                   | 汚水量                                      | 金額                      |
| 一般用      | 10m <sup>3</sup> まで     | 1,800円               | 11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで  | 1m <sup>3</sup> につき180円 |
|          |                         |                      | 21m <sup>3</sup> から 30m <sup>3</sup> まで  | 1m <sup>3</sup> につき190円 |
|          |                         |                      | 31m <sup>3</sup> から 40m <sup>3</sup> まで  | 1m <sup>3</sup> につき200円 |
|          |                         |                      | 41m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで  | 1m <sup>3</sup> につき210円 |
|          |                         |                      | 51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで  | 1m <sup>3</sup> につき230円 |
|          |                         |                      | 101m <sup>3</sup> から300m <sup>3</sup> まで | 1m <sup>3</sup> につき240円 |
| 一時使用     | 1m <sup>3</sup> につき260円 | 301m <sup>3</sup> 以上 | 1m <sup>3</sup> につき260円                  |                         |

(下水道料金計算方法 1か月分)  
 (基本料金+超過料金) × 1.08 = 下水道料金  
 (1か月 25m<sup>3</sup>使用した場合)  
 (1,800円+180円 × 10m<sup>3</sup>+190円 × 5m<sup>3</sup>) × 1.08 = 4,914円



# 道路・建築(98-5667)

窓口

## 道路敷、水路敷の使用について

村管理の道路や水路敷を個人的に使用する場合、道路、水路(河川)に接して工事を行なう場合は管理者の許可が必要になります。届出や相談は建設水道課へ。  
 ○道路を使用する場合(工事や地区行事での通行止めなど)→道路使用届、道路占用許可申請  
 ○道路、水路(河川)に接して工事などを行なう場合(道路や水路(河川)構造物に影響があるとき)→自営工事申請  
 ※申請書は建設水道課にあります。また村ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。  
 ※県道や一級河川については、松本建設事務所維持管理課(松本合同庁舎内 ☎40-1963)にご相談ください。

築工事届は必要ありません。  
 また、指定された用途や階数、延床面積、高さなどによっては建築確認申請が必要な場合がありますのでご注意ください。なお、申請については、松本建設事務所建築課(松本合同庁舎内 ☎40-1934)にご相談ください。

## 無料耐震診断と耐震補強工事補助金

地震に備え、木造住宅の無料耐震診断と耐震補強工事に補助金が受けられます。

### ❖ 対象住宅

建築基準が見直される前、昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての在来木造住宅です。  
 ※以後に増築された方は事前にご相談ください。

### ● 無料耐震診断

・専門の耐震診断士を派遣し、診断を無料で行ないます。

### ● 耐震補強工事の補助

・受診の結果、補強の必要があると判断された住宅の耐震工事を行なう場合、100万円を限度で村と国・県が補助します。

## 家を建てる時

建物を新築・増改築および移転しようとする場合は、事前に役場を経由して知事に建築工事届の提出が必要です(ただし、面積が10m<sup>2</sup>以内の増改築および移転の場合は建

広告



… まじめでおしゃれな工務店がつくる、ちょっとかっこいい木の家 …

家族が集う木の住まい  
**株式会社 木族の家**  
 KIZOKU NO IE

木族の家ショールーム ☎390-0874 松本市大手 2-8-6  
 Tel 0263-39-8822 Fax 0263-39-8823  
 木族の家ワークショップ ☎390-1301 山形村 5687-8  
 Tel 0263-98-3855 Fax 0263-98-2347

☎0120-99-7470 info@kizokunoie.com http://www.kizokunoie.com

プレハブハウス  
 総合建築請負

**百建株式会社**

代表取締役 百瀬勝利

山形村5513-7

TEL 0263-98-3941  
 FAX 0263-98-2859

ガ山形村

3 住民課

2 税務課

4 振産興業課

5 水建道設課

いちいの里

子育て支援

保育園

トレセン

エポック館

その他

防災

生活情報